

## 入札心得

1. 入札申込者が定められた時間までに出席しない場合は、参加する意志がないものとみなす。
2. 入札書は、本人が提出するものとし、代理人が提出するときは委任状をそえなければならない。
3. 入札者は、その提出した入札書の書き換え又は撤回することができない。
4. 入札に指名された者は、入札について不正な協議をしてはならない。
5. 入札のうち、予定価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者と定める。ただし、同価格の入札者があったときは、くじによって落札者を定める。  
また、今回の入札は最低制限価格制度を適用するため、制限価格を下回る入札については無効とする。
6. 入札に際しては、入札事項、入札金額、入札年月日の記入もれ、入札者又は代理人の押印もれがないよう十分に確認のうえ、入札すること。
7. 以上のほか、沖縄県財務規則(昭和 47 年沖縄県規則 12 号)、その他の入札に関する法令を遵守するとともに、村の指示に従わなければならない。